

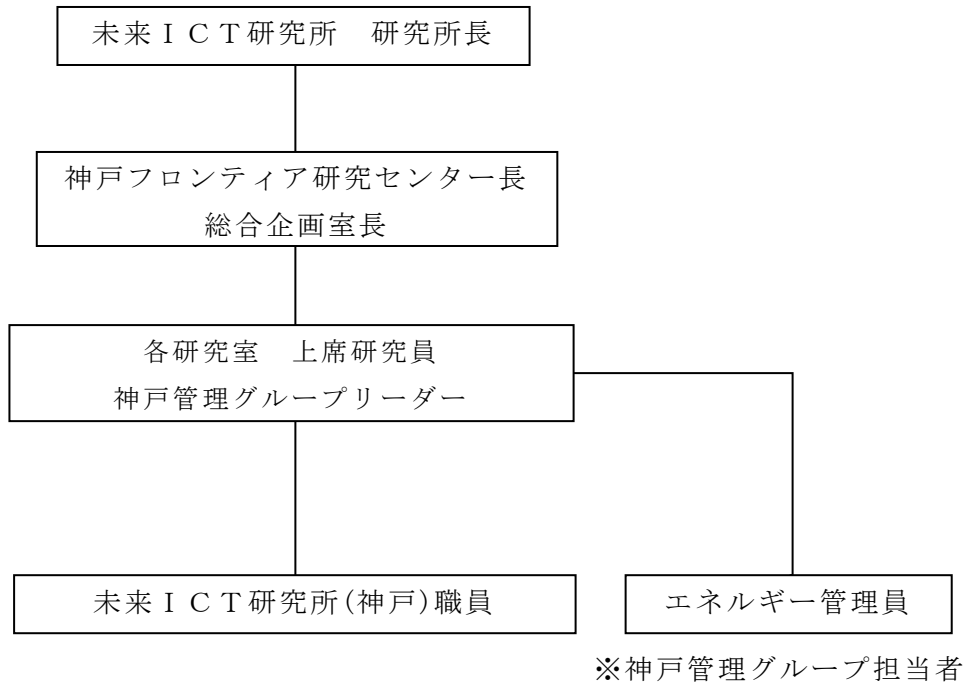
令和6年度 環境保全計画書

国立研究開発法人情報通信研究機構 未来ICT研究所

① 環境保全に関する基本方針(基本理念)

国立研究開発法人情報通信研究機構 未来ICT研究所は、公的研究機関として、環境保全に関する法律を遵守し、環境保全に積極的に取り組んでまいります。

② 環境保全に関する組織の現況



③ 重点取組目標・計画

【2024年度の重点目標・計画】

当社では事業活動の環境負荷低減を目指し、2024年度、以下の重点課題に取り組んでいきます。

(1) カーボンニュートラルに関する取り組み

- ① 再生可能エネルギー導入の推進
 - ・事業地内に太陽光発電設備を設置
 - ・グリーン電力の購入
- ② 省エネルギー化の推進
 - ・蛍光灯からLED照明への転換
 - ・エネルギー効率の良い空調設備への更新導入

(2) 環境物品等調達への推進

- ① グリーン購入の積極的推進
 - ・エコマーク認定製品の購入

④ 公害防止対策に係る計画

ア. 目標及び管理目標値

	目 標
水質汚濁防止対策	<p>1) 「水質汚濁防止法」、「水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例(兵庫県条例)」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」等の法令の規定を遵守する。</p> <p>2) 「水質汚濁防止法」と「ダイオキシン類対策特別措置法」を基本として、「下水道法第12条の2」及び「神戸市下水道条例第11条, 第11条の2, 第11条の3」により定められた排除基準を遵守する。</p> <p>3) 有害物質等による地下水汚染の未然防止・拡散防止に努める。</p>
騒音防止対策	「騒音規制法」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」に定める基準を遵守する。
振動防止対策	「振動規制法」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」に定める基準を遵守する。
土壌汚染対策	<p>1) 「土壌汚染対策法」等の法令の規定を遵守する。</p> <p>2) 特定有害物質等による土壌汚染の未然防止・拡散防止に努める。</p>
産業廃棄物対策	<p>1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の法令の規定を遵守し廃棄物の適正処理を行う。</p> <p>2) 廃棄物の発生量を抑制すると共に、再利用を促進する。</p>

【別表 1】排水に係る水質管理目標値

項 目		管理目標値	目標値の根拠 (法令等基準値との関係等)	定期測定の実施	全測定回数	
法令排水基準設定項目 (有害物質項目)	1	ダイオキシン	10pg-TEQ/L以下	排除基準	○	1
	2	カドミウム及びその化合物	0.03 以下	〃	○	1
	3	シアン化合物	0.3 以下	〃	○	24
	4	有機燐化合物	0.3 以下	〃	○	1
	5	鉛及びその化合物	0.1 以下	〃	○	1
	6	六価クロム化合物	0.1 以下	〃	○	1
	7	砒素及びその化合物	0.05 以下	〃	○	24
	8	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005 以下	〃	○	1
	9	アルキル水銀化合物	検出されないこと	〃	○	1
	10	ポリ塩化ビフェニル	0.003 以下	〃	○	1
	11	トリクロロエチレン	0.1 以下	〃	○	1
	12	テトラクロロエチレン	0.1 以下	〃	○	1
	13	ジクロロメタン	0.2 以下	〃	○	12
	14	四塩化炭素	0.02 以下	〃	○	1
	15	1,2-ジクロロエタン	0.04 以下	〃	○	12
	16	1,1-ジクロロエチレン	1 以下	〃	○	1
	17	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 以下	〃	○	1
	18	1,1,1-トリクロロエタン	3 以下	〃	○	1
	19	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 以下	〃	○	1
	20	1,3-ジクロロプロペン	0.02 以下	〃	○	1
	21	チウラム	0.06 以下	〃	○	1
	22	シマジン	0.03 以下	〃	○	1
	23	チオベンカルブ	0.2 以下	〃	○	1
	24	ベンゼン	0.1 以下	〃	○	12
	25	セレン及びその化合物	0.1 以下	〃	○	1
	26	ほう素及びその化合物	10 以下	〃	○	1
	27	ふっ素及びその化合物	8 以下	〃	○	12
	28	塩化ビニルモノマー	0.002 以下	〃	○	1
	29	1,4-ジオキサン	0.5 以下	〃	○	1

法令排水基準設定項目 (生活環境項目他)	項目	管理目標値	目標値の根拠 (法令等基準値との関係等)	定期測定の実施	全測定回数	
	30	水素イオン濃度	5 を超え9未満	排除基準	○	12
	31	生物化学的酸素要求量(BOD)	160 以下	〃	○	6
	32	浮遊物質(SS)	200 以下	〃	○	6
	33	フェノール類	5 以下	〃	○	12
	34	亜鉛及びその化合物	2 以下	〃	○	12
	35	鉄及びその化合物(溶解性)	10 以下	〃	○	12
	36	マンガン及びその化合物 (溶解性)	10 以下	〃	○	12
	37	銅及びその化合物	3 以下	〃	○	12
	38	ノルマルヘキサン抽出物質 (鉱物油類)	5 以下	〃	○	6
	39	ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油脂)	30 以下	〃	○	6
	40	クロム及びその化合物	2 以下	〃	○	12
41	沃素消費量	220 未満	〃	○	6	

単位は pH を除き mg/L

イ. 目標達成のために講ずる措置・対策

目 標 項 目	目標達成のために講ずる措置 (目標の達成状況の確認手段を含む)	
水質汚濁防止対策	(公共下水道を使用する場合)	
	<p>「水質汚濁防止法」、「水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例(兵庫県条例)」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」等の法令の規定を遵守する。</p>	<p>下水道法及び神戸市下水道条例に基づき、除害施設の適正な維持管理のため定期点検をそれぞれ実施する。 第2研究棟中和装置： 12回/年 第4研究棟特殊排水設備： 12回/年 新クリーンルーム棟： 12回/年</p> <p>排水の水質管理のため次項ウの計画のとおり水質測定を行う。</p>
	(有害物質(*)を使用している場合)	
	<p>「水質汚濁防止法」と「ダイオキシン類対策特別措置法」を基本として、「下水道法第12条の2」及び「神戸市下水道条例第11条、第11条の2、第11条の3」により定められた排除基準を遵守する。</p>	<p>有害物質等が地下浸透による地下水汚染を生じないように特定施設及び付帯設備の維持管理を行う。</p>
防 騒音・振動 止 策	法令等の基準の遵守	法令等の基準遵守の確認に必要な監視体制を定め、監視を行う。
土 壌汚染 対 策	土壌汚染の未然防止	特定有害物質等が地下浸透による土壌汚染を生じないように施設の維持管理を行う。また、撤去時には廃止届等により遅滞なく市への報告を行う。
産 業廃棄物 対 策	法令等の規制を遵守	法令等に定める産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度、廃棄物の保管・処理基準を遵守し、法定の記録・報告を実施する。

(*)有害物質とは、水質汚濁防止法第2条第2項第1号に規定する物質。

ウ. 排水水の汚染状態測定計画

測定項目		測定頻度	測定箇所	測定方法	備考
1	ダイオキシン	1	1	JIS K 0312	
2	カドミウム及びその化合物	1	1	JIS K 0102	
3	シアン化合物	24	1	JIS K 0102	
4	有機燐化合物	1	1	法令	
5	鉛及びその化合物	1	1	JIS K 0102	
6	六価クロム化合物	1	1	JIS K 0102	
7	砒素及びその化合物	24	1	JIS K 0102	
8	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	1	1	法令	
9	アルキル水銀化合物	1	1	法令	
10	ポリ塩化ビフェニル	1	1	法令	
11	トリクロロエチレン	1	1	JIS K 0125	
12	テトラクロロエチレン	1	1	JIS K 0125	
13	ジクロロメタン	12	1	JIS K 0125	
14	四塩化炭素	1	1	JIS K 0125	
15	1,2-ジクロロエタン	12	1	JIS K 0125	
16	1,1-ジクロロエチレン	1	1	JIS K 0125	
17	シス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	JIS K 0125	
18	1,1,1-トリクロロエタン	1	1	JIS K 0125	
19	1,1,2-トリクロロエタン	1	1	JIS K 0125	
20	1,3-ジクロロプロペン	1	1	JIS K 0125	
21	チウラム	1	1	法令	
22	シマジン	1	1	法令	
23	チオベンカルブ	1	1	法令	
24	ベンゼン	12	1	JIS K 0125	
25	セレン及びその化合物	1	1	JIS K 0102	
26	ほう素及びその化合物	1	1	JIS K 0102	
27	ふっ素及びその化合物	12	1	JIS K 0102	
28	塩化ビニルモノマー	1	1	法令	

排水基準設定項目
(有害物質項目)

排水基準設定項目 (生活環境項目他)	29	1,4-ジオキサン	1	1	法令	
		測定項目	測定頻度	測定箇所	測定方法	備考
	30	水素イオン濃度	12	1	JIS K 0102	
	31	生物化学的酸素要求量(BOD)	6	1	JIS K 0102	
	32	浮遊物質(SS)	6	1	法令	
	33	フェノール類	12	1	JIS K 0102	
	34	亜鉛及びその化合物	12	1	JIS K 0102	
	35	鉄及びその化合物(溶解性)	12	1	JIS K 0102	
	36	マンガン及びその化合物(溶解性)	12	1	JIS K 0102	
	37	銅及びその化合物	12	1	JIS K 0102	
	38	ノルマルヘキサン抽出物質 (鉍物油類)	6	1	JIS K 0102	
	39	ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油脂)	6	1	JIS K 0102	
	40	クロム及びその化合物	12	1	JIS K 0102	
	41	沃素消費量	6	1	法令	

単位は pH を除き mg/L

⑤ 地球温暖化対策に係る計画

ア. 前年度(2023年度)の電気・燃料等の使用量及び今年度(2024年度)使用予定量

活動の区分	燃料・焼却物等の種類	単位発熱量(MJ)	前年度(2023)使用量等	今年度(2024)使用予定量	単位	排出係数 kg-CO ₂ /MJ	排出量(kg-CO ₂)	
							前年度(2023)(実績)	今年度(2024)(予定)
							燃料の使用	原料炭
	一般炭	26.6			kg	0.0906		
	A重油	39.1	80	120	ℓ	0.0693	216.8	325.2
	B重油	40.4			ℓ	0.0705		
	C重油	41.7			ℓ	0.0716		
	LPG	50.2	752	790	kg	0.0598	2257.5	2371.5
	都市ガス	45.0			Nm ³	0.0513		
	その他(廃棄物等)	42.3			kg	0.0762		
	電気事業者から供給された電気の使用		9631654	10113237	kWh	0.352 (kg-CO ₂ /kWh)	3390342	3559859
	熱供給事業者から供給された熱の利用				MJ			
	合計						3392816.3	3562555.7

イ. 基準年度及び前年度の二酸化炭素排出量、今年度及び2023年度の二酸化炭素の排出削減目標(その他温室効果ガスが発生している場合はその排出量、排出削減目標も含む。)

温室効果ガス	排出量		削減目標		削減率(%)	
	基準年度(2013年度)	前年度(2023年度)	今年度(2024年度)	2030年度	今年度(2024年度)	2030年度
二酸化炭素	4229800	3392816.3	3562555.7	3286564	▲16%	▲22%
メタン						
一酸化二窒素						
HFC						
PFC						
六フッ化硫黄						
合計	4229800	3392816.3	3562555.7	3286564	▲16%	▲22%

ウ. 目標達成のために講ずる措置・対策

措置の区分	具体的対策	削減目標
エネルギー使用の 合理化	空調温度管理の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実験室を除く居室、共用部の空調温度設定を夏季室温28℃、冬季室温20℃で設定、中間季の空調不使用 ・ 従業員への周知徹底 ・ 実験室毎の温湿度管理の個別設定及び制御装置等の点検・修理を実施し、正確な制御を行う ・ 実験室用空調の運用の適正化を図る
	空調稼働時間の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実験室毎のこまめな空調運転時間の調整 ・ 切り忘れ防止の徹底 ・ 実験室用空調の改造を含む制御の適正化を図る
	昼休みの一斉消灯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員への周知徹底 ・ 人感センサーの設置
	定時後の減灯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員への周知徹底 ・ 人感センサーの設置

⑥ 公害防止対策及び地球温暖化対策以外の環境保全活動に係る計画
 公害防止対策、地球温暖化対策以外の環境保全活動に係る目標、計画
 (目標達成年次 2030年度中)

	分野	項目	目標
1	再生可能エネルギー導入の推進	・ 事業地内に太陽光発電設備を設置	
		・ グリーン電力の購入	電力購入量の 100%
2	自動車対策	・ エコドライブ・アイドリングストップの推進	周知徹底
3	事業所での廃棄物の適正処理・減量	・ 分別回収	周知徹底
		・ ミスコピー用紙の再利用 ・ 両面コピーの促進	周知徹底
		・ 廃棄物の再資源化の促進 ・ シュレッダーゴミのリサイクル回収の徹底	周知徹底
3	事業所での再生製品等の使用	・ グリーン購入の実施	調達を実施する品目については、調達目標を、100%とする
		・ 再生紙の使用促進	再生紙使用製品購入 100%
		・ プリンタートナーカートリッジの再生利用	メーカーへの返却率 100%
4	特定フロン等使用量の削減	・ 設備更新時、特定フロン非使用設備を導入	全量
		・ 特定フロン使用機器の適正廃棄	フロン回収(適正廃棄)完全実施の確認 R22使用機器の更新

6	環境に配慮した 施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地の整備 ・ 植樹の推進によるCO2固定の促進 	緑地草刈り、高低木の剪定の計画通りの実施
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 光害の抑制 	午後10時以降の外灯消灯、人感センサー設置により不使用時消灯
7	従業員教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全に関する外部機関の講習会への積極参加 	都度
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部向けホームページ及びE-mailでの環境保全に関する啓発 	周知事項ごと都度
8	地域社会への参画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「施設一般公開」開催により実施 	1回／年
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設見学会の受け入れ 	適宜